

平成 23 年 4 月 15 日
独立行政法人農業生物資源研究所

平成 23 年度独立行政法人農業生物資源研究所の会計監査人候補者になるための企画書の募集について

独立行政法人農業生物資源研究所は、独立行政法人通則法第 39 条に基づき、会計監査人の監査を受けています。会計監査人の選任は農林水産大臣が行いますが、選任にあたっては、当法人において候補者を選定することとされています。

つきましては、平成 23 年度独立行政法人農業生物資源研究所の会計監査人候補者になるための企画書を募集しますので、当法人の会計監査人に就任を希望される監査法人又は公認会計士の方は、別紙の「企画書の記載事項、添付書類」をご参照の上、5 月 9 日（月）までに当法人宛提出ください。

お問い合わせ先

独立行政法人 農業生物資源研究所監査・コンプライアンス室

担当：齊藤、竹ヶ原

電話：029-838-7028 , 7395

F A X : 029-838-7408

(別紙)

企画書の記載事項、添付書類

1. 記載事項

(1) 監査法人等の担当者氏名・所属・連絡先

- ・氏名、所属先住所、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス

(2) 監査法人等の概要

- ・名称、代表者氏名、設立年月日、主たる事務所所在地、出資金
- ・事業収入（直近の事業年度）
- ・当期利益（直近の事業年度）
- ・人員数（内訳で公認会計士数、会計士補数、公認会計士試験に合格した者数、その他の職員数を記載）

(3) 会計監査人の職務遂行の適正確保体制

(4) 独立行政法人会計制度に関する取り組みについて、記載ください。

(5) 監査業務の実績

- ・農林水産省関連の独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条に規定する法人）に対する監査業務の実績（主な監査先を5件程度記載してください。）
- ・その他の独立行政法人に対する監査業務の実績（主な監査先を5件程度記載してください。）
- ・国立大学法人に対する監査業務の実績（主な監査先を5件程度記載してください。）
- ・当法人に対する過去の監査等業務の実績（全て記入）
- ・独立行政法人に対する助言等支援業務の実績（主な監査先を5件程度記載してください。）

(6) 当法人に対する監査実施体制

- ・当法人の監査に対応する事務所の所在地、当法人までの所要時間及び当該事務所の配置人員（内訳で公認会計士数、会計士補数、公認会計士試験に合格した者数、その他の監査業務従事者数を記載）
- ・当法人の監査に従事する予定の人員（内訳事項は、上記と同じ）
- ・専従監査人として予定している公認会計士等の略歴及び独立行政法人に対する監査実績

(7) 監査業務計画

- ・監査実施計画及び監査手法等を記載してください。

なお、監査実施計画の作成にあたっては、当法人ホームページ（アドレス：<http://www.nias.affrc.go.jp/>）の法定公開情報を参考にして下さい。また、当法人職員数（平成23年1月1日現在）は、以下のとおりです。

役員・常勤職員 379名

契約職員 529名

- ・監査場所所在地は、以下のとおりです。なお、本所以外は、年1回以上の往査をお願いします。

本 所：茨城県つくば市観音台2丁目1-2

常陸大宮：茨城県常陸大宮市上村田 2425

北 杜：山梨県北杜市小淵沢町 6585

・監査計画を提案するにあたって、特筆すべき点や当法人にとってメリットとなる点があれば、記載してください。

(8) 監査費用見積書

(作成要領)

・見積項目は監査業務計画に合わせ、適宜作成して下さい。

・見積費用には交通費等の必要経費を含むこととし、業務内容（予備調査、期首残高監査、期中監査、期末監査、中間・決算報告、助言・指導等）別に監査責任者及び公認会計士等の所要員数が分かるように記載して下さい。

・見積書の考え方（監査日程等契約内容に大幅な変更が生じた場合の処理方法等）を記載して下さい。

・消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2. 提出書類

(1) 企画書8部（監査費用見積書は正本1部）

(2) 監査法人の場合、定款1部

(3) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第41条第2項「公認会計士法の規定により、財務諸表について監査することができない者は、会計監査人になることができない。」に該当しないことの証明、1部

3. その他の事項

(1) 企画書の提出期限

平成23年5月9日(月)まで必着。(持参可)

(2) 提出先

〒305-8602 茨城県つくば市観音台2丁目1-2

独立行政法人農業生物資源研究所 監査・コンプライアンス室

(3) 応募者からの質疑とその回答は、公正を期するために他の応募者にも連絡いたします。

(4) 会計監査人候補者の選定は、提出された企画書等を評価、審議し、総合評価により決定します。

(5) 会計監査人の任期は、独立行政法人通則法第42条により、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の承認の時までとなります。

(6) 企画書の内容についての質疑等がある場合は、5月13日(金)までに当法人監査・コンプライアンス室より問い合わせることとしますので、5月18日(水)までに回答いただけるよう対応方お願い致します。

(7) 企画書の情報公開については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、公開する法人文書の対象となります。したがって、企画書の記載事項の中で、貴法人が守秘することを要望される事項については、予め指定してください。

以上